

令和3年第10回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年10月5日（火） 開会 午後1時30分
閉会 午後2時40分

2. 場 所 東区役所3階第4・第5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	梶山 正治
7	伊藤 信彦	8	岩重 隆弘（欠席）	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	沼田 聖	12	沖田 光春
13	河野 信義	14	谷口 憲	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

8番 岩重 隆弘

6. 議事録署名者

9番 下谷 邦代 10番 佐藤 和夫

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 大畦 裕之 事務局次長 石原 健二
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 有馬 隆幸
技 師 森下 まゆ

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

- (5) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について
- (6) 「広島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認」について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (6) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・農政に係る審議事項

- (1) 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に係る意見聴取について

・その他

- (1) 農業委員会だよりの取材依頼（令和4年冬号）について
- (2) 令和4年度広島市農政に関する意見書の一部修正について
- (3) 令和3年度第4回地区協議会の日程について
- (4) 令和3年10月の現地調査日程について
- (5) 農地利用最適化推進委員の欠員募集について
- (6) 公共工事に伴う農地の一時転用手続きの徹底について
- (7) 広島県知事選挙及び衆議院議員総選挙に係る選挙運動の制限について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和３年第１０回広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席者は８番、岩重委員です。出席者が過半数に達しており、総会は成立します。

会議に入る前に、本日の議事録署名者を指名します。

９番、下谷委員、１０番、佐藤委員にお願いします。

事務局（有馬主査）

審議に先立ち、議事日程の追加がございます。９月２９日に行われました農地利用最適化推進委員の選考委員会の結果報告及び委嘱の承認につきまして、農地に係る報告事項の後に、追加議案第６号として上程いたします。

議 長（福島会長）

それでは、審議に入ります。

議案第１号、「農地法第３条の規定による許可申請」について、７件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第１号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第３条の許可申請７件について説明します。

議案の３ページ、４ページをご覧ください。

１番から３番は、農地を譲り受け、新規に就農するものです。大根、ジャガイモ、コマツナなどの露地野菜を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

４番、５番は、経営規模拡大のため、申請地を取得するものです。

６番は、後継ぎである譲受人に生前贈与をするものです。

７番は、譲渡人との間で使用貸借権を設定している申請地の持分を譲り受けるものです。

申請地は、農地法第３条第２項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われまます。

これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第１号の説明を終わります。

議 長

議案第１号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。１番から３番、山本委員。

山本委員

4 番の山本です。

1 番から 3 番につき報告致します。

9 月 1 6 日に鍛冶山委員、事務局の方と現地を確認しました。1 番から 3 番の申請はそれぞれ隣接する農地となっており、近隣に住む譲受人が、それぞれの譲渡人から農地を譲り受け、新規就農される案件です。現地は一部耕作、その他もきちんと保全管理されており、問題無いと思います。

議 長

4 番、沼田委員。

沼田委員

1 1 番の沼田です。

9 月 1 7 日に現地を確認のうえ、問題は無いと思われます。

議 長

5 番、谷口委員

谷口委員

1 4 番の谷口です。

9 月 1 7 日に河野信義委員と事務局職員とで現地を調査いたしました。譲渡人は、耕作及び管理が出来なくなったということで、譲受人へ所有権の移転をするものですが、ご自宅に隣接しており、経営の効率化及び規模拡大を図るもので、現地はきれいに管理されており、問題は無いと思います。

議 長

6 番、7 番、奥田委員。

奥田委員

1 8 番の奥田です。

6 番ですが、親子で兼業農業をされている、父から子への所有権移転で、全く問題はありません。

7 番は先月の総会で使用貸借権の設定を許可されたものですが、この度所有権移転で申請されました。現地もきれいに栽培されており、問題は無いと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、7件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請」について1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。

議案の5ページをご覧ください。

1番は、自宅への車の進入が難しいため、自宅隣接農地の一部を転用し、駐車場用地として利用しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

また、この案件は、農振農用地区域内でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年8月25日にされ、農振農用地から除外されていますので本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。

3月18日に、農振除外の関係で事務局の方と現地を調査しています。その後、その除外申請の報告をしています。今日は4条許可申請につきまして意見を述べるということですが、前回と同じく問題はなく、異議ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請」について10件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の10件について、説明いたします。

議案の6ページ、7ページをご覧ください。

1番は雑種地への転用事案で、譲受人が所有する隣接地の資材置場への進入路として、譲渡人が通行権を与えていた部分につき分筆した申請地を譲り受け、引き続き進入路として利用するものです。

2番は宅地への転用事案で、隣接地との境界確認に伴い、宅地の一部となっている部分につき分筆した申請地を譲り受けるものです。

3番及び5番から7番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け又は借り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。この内、6番については地上権を設定し、期間は30年間となっています。

なお5番及び6番については譲受人が県外事業者ですが、機器のメンテナンスは5番については親会社の広島支店が、6番については市内のフランチャイズ加盟店が行うこととしています。

4番は雑種地への転用事案で、建築業を営む譲受人が申請地を譲り受け、資材置場及び駐車場として利用しようとするものです。

8番は宅地への転用事案で、譲渡人の娘夫婦が申請地を借り受け、住宅1棟を建築しようとするものです。なお申請地は平成9年度から12年度に実施された「ほ場整備推進特別事業」区域内の農地ですが、譲受人は土地を所有しておらず、譲渡人の所有地における代替性の検討を行った結果、他の候補地は土砂災害警戒区域又は急傾斜地崩壊危険区域内にあることから、申請地以外に防災上宅地として利用可能な土地がないことを確認しており、第1種農地の不許可の例外に該当するものと思われます(第1種農地の不許可の例外「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当)。

また本案件は、同様の理由でこの後説明する農用地区域からも除外されています。

9番は宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、譲受人の実家の敷地拡張をしようとするものです。現在、実家の土地建物所有者は譲受人の親となっていますが、将来的にこれらを引き継ぐ予定である旨申請書に記載があります。

10番は雑種地への一時転用事案で、申請地を借り受け、水道局発注の「観音台第一調整池ほか新設その他工事」に伴う仮設現場事務所等の設置をしようとするものです。一時転用期間は令和6年8月31日までとなっています。

5番、7番及び8番については農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が5番及び7番については令和2年2月27日付で、8番については本年8月25日付でされており、農用地区域から除外されたことを確認しています。

申請地は8番を除き、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番及び2番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするものですが、1番については農業用施設用地（倉庫）の一部であったものが分筆により区分され、全体が雑種地となったものであり、2番の宅地については境界確認の結果生じたものであることから、申請書には始末書の添付を求めています。

8番を除く案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

8番については、第1種農地に該当するため、本総会で承認されますと、10月18日（月）に開催される、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺い致します。1番から3番、山本委員。

山本委員

4番の山本です。

1番から3番につき、ご報告いたします。9月16日、鍛冶山委員、事務局の方と現地を確認しました。

1番は、隣接地の資材置場への進入路として、転用する案件です。現地は既に通路として使用されておりました。隣接地、及び周辺地も資材置場等で、周辺農地への影響は無いと思います。

2番は、住宅敷地を測量したところ、一部農地が含まれていたことが判明したため、転用申請し、譲り渡す案件です。現況は既に宅地の一部として使われており、周辺農地には何ら影響は無いと思われます。

3番は、4筆で、現地は3段に分かれており、太陽光発電設備を設置する案件です。山際の農地で、周辺農地への影響は無いと思います。

議 長

4 番、梶山委員。

梶山委員

6 番の梶山です。

4 番についてご報告します。9 月 21 日に事務局職員と現地調査をいたしました。資材置場にされるということですが、周辺農地への影響は無いので特に問題は無いと思います。

議 長

5 番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。

5 番は、令和元年 9 月 18 日に、農振除外申請により事務局職員 2 名と現地の調査を行っています。今回改めて、先月 9 月 17 日に再度調査を行いました。前回と同じく現在も休耕となっていました。譲渡人は、区外に居住されており、今後耕作の予定もなく売却を考えていたところ、譲受人である太陽光発電事業者が、申請地は非常に日当たりが良く、太陽光設備の設置に適していることから、譲り受けることになりました。設置することにより、周辺農地に支障は無いものと思われます。

議 長

6 番、沼田委員。

沼田委員

11 番の沼田です。

9 月 17 日に現地を確認しました。近隣に耕作されている農地はありません。太陽光発電により、近隣農地に影響は無いと思いますので、問題無いと思います。

議 長

7 番、谷口委員。

谷口委員

14 番の谷口です。

農振除外に関する案件で、令和元年 10 月 17 日に事務局職員 2 名と現地を調査しております。現地は休耕中で、管理が出来ていない状況ですが、周囲も同様な状況であり、問題は無いと思います。

議 長

8 番、山縣委員

山縣委員

16 番の山縣です。

8 番について説明します。この件につきましては、本年4月16日に農振除外の申請により、既に現地調査を行っている案件です。今回9月30日に再度現地調査しました。譲渡人が娘夫婦である譲受人に使用貸借権を設定するものです。申請地は農地として適切に管理されており、排水処理計画も適当で、周辺農地等に被害は生じないと認められますので、許可相当と判断します。

議 長

9 番、吉田委員

吉田委員

17 番の吉田です。

先月9月21日に事務局職員2名と現地を調査しました。本件は民家の間にあり、細長い26㎡の土地で、宅地を拡張する申請です。先ほど事務局から説明がありましたが、親族間の所有権移転で、許可相当であると認めます。

議 長

10 番、児玉委員

児玉委員

19 番の児玉です。

9月21日に、事務局職員2名と現地を確認しました。先ほど説明もありましたように、水道局の工事を譲受人が請け負っており、工事現場と申請地が近く、現在休耕の土地なので、そこを3年間資材置場兼倉庫等で借りる案件です。周りに農地も無いので問題無いと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、８番を除く９件を許可することに決定いたします。

８番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第４号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明申請」について１件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第４号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請の１件について、説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則２０年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としては、

- ① 被相続人が農業を営んでいたか
- ② 相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか
- ③ 申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているか（耕作しているか）

などを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の８ページをご覧ください。

今回、１件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。

この申請につきましては、先ほど申し上げました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定を受ける農地に該当します。

以上で議案第４号の説明を終わります。

議 長

議案第４号について、事務局の説明が終わりました。本件について、担当である私から説明いたします。

９月１６日非農地証明の調査もありましたので、溝口委員と事務局職員２名と現地を確認しました。適正に管理されており問題は無いと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見あり）

河野芳徳委員

納税猶予についてですが、相続人が、２０年間耕作するとなっていますが、

20年間相続人が健康で農業できれば問題ありませんが、途中で大病になったり、或いは遠方に転勤になったりして、それに代わる人、血族であればどの程度の範囲まで認められるのかというのが一点と、もう一点は、友人、知人、或いは近所の人に農業をやってもらうこと、しかも相続人が、例えば水稲であれば苗や肥料や農薬等、一切合切水稲の収穫までの経費を全部相続人が負担して、知人、友人、或いは近所の人にやってもらうのは、これは許容の範囲に入るのかどうか、その辺りがどのような線引きになっているのか。

農業委員会としては、現地を確認に行った時に耕作され、ちゃんと管理をされているからOKと判断しているものもあるかと思います。問題はこの耕作者が相続人であるかどうかの問題なんです。この納税猶予は。そのあたりはどうなんですか。

事務局（平木主幹）

相続されて20年間耕作を継続する必要がありますが、その間に亡くなった場合には、その時点で納税猶予が確定して、当人に係る納税は免除されます。

それと、病気や事故、怪我とかで出来なくなった場合には、管轄の税務署に相談して、親族等による耕作が認められる場合もあるようなので、税務署に相談されるのが良いと思います。

河野芳徳委員

基本的に家族とか、或いは3親等内の血族とか、そういうのは認められているのでしょうか。

事務局（平木主幹）

相続人が農業経営者で家族が耕作するのは、問題ないと思います。

河野芳徳委員

それは線引きがあるのでしょうか。例えば3親等内の血族とか、或いは6親等内までは、というような。

事務局（平木主幹）

3条許可については、耕作面積の算定は、農業経営体である家族、世帯で考えますので、通常相続人が出来なくなった場合、家族が耕作することは、同居でしたら問題ありません。ただ同居でない場合については、それは認められません。

河野芳徳委員

相続人が、水稲なら水稲で苗の購入から肥料、水利、収穫まで一切権利を持って、他の人にやってもらう、というのは認められていますか。

この場での回答が難しいのであれば、また次回までに調べておいてもらえた

らと思います。

事務局（平木主幹）

最後に質問された部分については、誤った解釈が独り歩きしてもいけませんので、調べて次回の総会で回答させてください。

児玉委員

今は、自作農でなくても納税猶予は継続できますよね。第三者に貸して農業を維持してもらえれば。何年か前までは、自作農という河野委員が言われるようなことがあったと思います。今は、第三者が作ってもいいはずですが。どうなっていますか。

事務局（平木主幹）

確認して、次回の総会で回答をさせていただきます。

議 長

すみません。今の件は、確認してから次回の総会で説明させていただきますので。それでよろしいでしょうか。

河野芳徳委員

それともう一点、農業委員会として、納税猶予の現地調査をしますが、その時に、大部分の人は、「きちんと耕作されている」「水稻をちゃんと作っている」或いは「野菜を作付けし、管理もきちんとされている」ということで、OKを出していると思いますが、よく考えてみたら、あくまで相続人が作っているということで、納税を猶予されています。これがどこまで、農業委員会として調査をし、その責任はどこまで及ぶのかということを教えてください。

議 長

今までの判断でいけば、その土地が適正に管理されて、雑草とか無くて野菜とか植えてなくても、適正に管理されており、農地として利用できるようにしてあれば許可することに一応はしていると思いますが。

事務局としてはどうでしょうか。

事務局（平木主幹）

今は3年毎に確認をしています。その時に相続人が税務署から3年毎に書類が来て、それを持って農業委員会事務局に3年毎の継続の確認ということで申請に来られますので、それで本人ということと、現地で確認をしています。

河野芳徳委員

この現地で確認するのは、耕作を十分されていればOKということで、誰が

作っているかまでは、恐らく調べてないのではないかと思います。その辺りは、農業委員会、農業委員として、現地を調査したら立派に農作物を作っていますよ、ということで、OKして、それでもういいということなのですか。

事務局（平木主幹）

今、3年毎に相続人が来られますので、その時や現地で確認していますが、本当に相続人が作っているかどうか、そこまでは疑ってかかっているわけではありません。相続人が来られた時の話と現地で確認をしています。

河野芳徳委員

私も経験したことがあります、全くの第三者が作っている場合があります。全くの第三者。だけど、農業委員会に来ただけでは誰が作っているか分からない。

納税猶予というのは、もともと相続人に対する納税猶予なわけで。だから、農業委員会として、きれいに作っているからこれでいいよと。税務署は農業委員会から提出された資料をもって判断する、この辺りがちょっとどうなんでしょう。また調べてみてください。

事務局（平木主幹）

分かりました。

議 長

もう一回確認してから、次回はつきりさせて説明させていただければと思いますが。それでよろしいですか。確認してはつきりさせた方が良いでしょう。

それでは本件について適格者として証明することに決定してもよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

それでは、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第5号、「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について」について、48件を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断についてです。

農地の利用状況調査の結果、「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない」と認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その

判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の 9 ページから 14 ページをご覧ください。

今回、1 番から 5 番で上程している合計 48 筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木(ぞうき)、竹等の「山林」もしくは、笹、カヤ等の「原野」であり、「農地に該当しない」と判断される土地です。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。

議 長

議案第 5 号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。1 番、伊藤委員。

伊藤委員

7 番の伊藤です。

7 月 19 日に浅元推進委員と一緒に現地調査を行いました。紛らわしいものが何件かあり、判断の難しいものは落としています。ここに掲げてある 24 筆につきましては、いずれも山林或いは原野であったことを確認しています。

議 長

2 番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。

2 番につきまして、本年 7 月 16 日に世羅推進委員と現地の調査を行った結果、カヤ、笹、竹等が生えており原野であったことを報告します。

議 長

3 番、岩重委員ですが、本日は欠席です。意見は事務局に伝えているという事ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

事務局から説明します。9 月 2 日、堀田推進委員と現地調査を行い、その結果、山林もしくは原野であったことをご報告いたします、ということを岩重委員から言付かっています。

議 長

4 番、5 番、吉田委員。

吉田委員

1 7 番の吉田です。

5 番の件ですが、地元の推進委員と現地を 7 月 1 6 日、2 2 日、2 9 日と 3 日間に渡って調査しました。その結果、山林或いは原野であったと認めました。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第 5 号の 4 8 件を非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。

報告第 1 号から第 6 号の専決処理について、8 6 件を一括して報告します。

事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

報告第 1 号から第 6 号までの専決処理について、説明します。

報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出（1 5 ページから 1 7 ページ）の 1 7 件、及び報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出（1 8 ページから 2 5 ページ）の 4 3 件は、広島市農業委員会事務局規程第 7 条第 2 項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第 3 号、非農地証明申請（2 6 ページ）の 2 件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第 7 条第 3 項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利取得届出（2 7 ページ）の 9 件は、広島市農業委員会事務局規程第 7 条第 5 項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第 5 号、農地転用届出撤回（2 8 ページ）の 5 件、及び報告第 6 号、相続税の

納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認（２９ページから３１ページ）の１０件は、広島市農業委員会事務局規程第８条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第１号から第６号までの説明を終わります。

議 長

報告第１号から第６号まで説明がございましたが、何か質問がございますか。

（委員：質問なし）

議 長

質問がないようなので、報告事項を終了致します。

続きまして、追加議案第６号、「広島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認」について上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

議案第６号 広島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について説明します。

令和３年６月２８日に、松原 春男推進委員が死亡されとことにより退職されました。その後、８月中旬から９月中旬の約１か月間、欠員募集を行いました。

それでは、お手元にお配りしています議案第６号の１ページをご覧ください。候補者の詳細については、２ページの候補者一覧をご覧ください。

農地利用最適化推進委員の申込状況について、欠員募集人数１人に対し、３人の申込がありました。

定数を超えて申込があったことから、９月２９日に（広島市農地利用最適化推進委員の選考手続等に関する要綱に基づく）選考委員会による面接を実施し、農地利用最適化推進委員の候補者として松田 佐市さんを選考したものです。

なお、本日、ご承認をいただいた後、松田 佐市さんが、農地利用最適化推進委員に委嘱するまでの間に、事故その他の事由により、委嘱することができない状況となった場合は、次点者を繰り上げることとするものです。

また、次点者は、住所は地区外ですが、白木町内の実家の約３反の農地を７年ほど前から耕作しておられ、推進委員の活動も可能と判断しています。

なお、議案第６号は個人情報が含まれていますので、総会終了後に回収させていただきます。

以上で、議案第６号の説明を終わります。

議 長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

（委員：意見なし）

議 長

ご意見がないようでございますので、松田 佐市候補者を農地利用最適化推進委員として承認することとし、松田さんが推進委員に委嘱するまでの間に、事故その他の事由により、委嘱することができない状況となった場合は、次点者を繰り上げることとし、案のとおり決定することとしてよいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議なしとのことでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議事日程５の、「農政に係る審議事項」の議題に入ります。

はじめに、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に係る意見聴取について事務局に説明をお願いします。

事務局（森下技師）

「農政に係る審議事項」議案第１号の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に係る意見聴取について説明いたします。議案とともに、お送りしてありました別冊２冊をご覧くださいと思います。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、県知事が定める基本方針に即して市町村が地域の実情を踏まえて策定するもので、策定や変更にあたっては、農業委員会やＪＡからの意見聴取及び県との協議が必要となっています。広島市では、平成７年３月に策定され、その後法改正等に伴い何度か変更され、直近の変更は令和２年４月となっております。この度、資料の冒頭にありますとおり、令和３年９月１５日付けで市長から基本構想の変更について意見聴取の依頼があったものです。

議案の後ろについている別冊の資料１が変更案、別冊の資料２が変更した内容について見え消ししカラーで記載した変更案となっております。

では、議案をご覧ください。

まず、「変更の理由」ですが、１のとおり、広島県が、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」等を策定したことに伴い、必要な変更を行うものです。

次に「変更の概要」ですが、４つの事項があります。

今回何が変わったかという点、運用上の変更は特になく、文章表現の改善のための変更を行っています。

改正内容について説明いたしますので、議案と合わせてカラー刷りの資料２もご覧ください。

議案の太字２の改正内容をご覧ください。

(１)に、定義を提示し、文章の簡略化を行う、とありますが、こちらは別冊資料２の１ページに該当する部分で、冒頭に文言定義の説明が一覧となっています。

(２)に、「広島市農業振興施策」の記載内容に合わせた修正、とあります。

こちらは、カラー刷りの資料２の２～４ページに該当し、広島市の農業の現状や目標に関する記載を修正したものです。

（３）に、県の基本方針の変更に伴う文言の変更、とあります。

今年の３月に改正されておりました、こちら、おおむね５年ごとに１０年間を見通して策定されているもので、今年はその見直しの時期となっており、今回変更したところは青字で示されております。

（４）その他文言の修正となっております。

次に、太字の３の変更の施行期日ですが、県と調整しているため、変更の可能性もあるということですが、今のところは令和３年１２月を予定しております。

また、詳細については、４のとおり、資料１の「変更案」及び資料２の「変更の内容及び説明」のとおりです。

なお、参考に、意見聴取に係る農業経営基盤強化促進法施行規則の規定を記載しています。

説明は以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更案については、この内容としてよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

それでは、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更案について、意見なしと市長に回答することとします。

続きまして、議事日程６の「その他」事項に入ります。

事務局から報告をお願いします。

事務局（有馬主査）

それでは、配布資料をご覧ください。

農業委員会だより（令和４年冬号）１面記事について、説明します。

配布資料１ページの資料１をご覧ください。

農業委員会だよりは、農業委員会の広報誌として年に２回、７月と１月に発行しております。１面の記事につきましては、各地区で順番に委員が取材し、掲載することが決定されています。

これは、管内の農家、集落での各種事業の取組みなど、地区の農業委員・推進委員

で協議して取材し、400～450字程度の文章を作成し事務局に提出していただくというものです。写真については事務局で撮影いたします。

次の発行は令和4年冬号で、担当地区は旧市になります。この資料1の表の通りですが、地区の分類が旧市、安佐南区祇園・佐東・安古市となっておりますが、3年前に、安佐南区の祇園・安古市・佐東地区に担当していただきましたので、今回は旧市に担当していただくことになります。旧市の農業委員・推進委員さんで協議の上、取材先等の決定をしていただき、決定しましたら、事務局にご連絡ください。原稿の提出は11月1日（月）までをお願いいたします。

これまでの担当地区と記事について列挙していますので、参考にしてください。

以上で、農業委員会だよりについての説明を終わります。

事務局（森下技師）

続きまして、令和3年度広島市農政に関する意見書の一部文言修正についてです。

配布資料の3ページからはじまる資料2をご覧ください。先月の総会で承認得られました案について、関係機関と最終調整を行っている中で、一部文言の変更を行いましたので報告させていただきます。

変更した点は、2点あります。

1点目は、4ページの前文です。3段落目の「その一環として」から始まる文章の中で、今年度始まった「地域農業推進事業」を「地域を主体の農地利活用事業」としておりましたが、と、正式な名前に修正しております。

2点目は、7ページの、項目3「有害鳥獣対策の強化について」です。

点線の四角の中が変更前で、矢印の下が変更後の文章でして、変更した箇所に下線を引いております。

変更前の1行目について、「本市においては、地域で取り組む有害鳥獣対策事業や、捕獲報償金の増額、有害鳥獣駆除従事者育成事業等、有害鳥獣を取り巻く環境に対して、防除、駆除、環境整備等、各方面の支援に取り組んでいる。」という文章だったのを、矢印下の下線部「本市においては、地域で取り組む有害鳥獣対策事業や、捕獲報償金の増額、有害鳥獣駆除従事者育成事業等、防除、駆除、環境整備に対する支援に取り組んでいる。」と、変更させていただいております。

以上で、意見書の文言一部修正についての報告を終わります。

続きまして、配布資料はないのですが、令和3年度第4回地区協議会の日程等についてです。

総会前に地区協議会担当者が各地区の会長、副会長のところを回らせていただいて、第4回の地区協議会の開催日程が決まりましたのでご報告させていただきます。

第4回地区協議会が、11月8日から11月15日の間で設定されておりまして、それぞれ日付の早い順からお伝えします。

まず安芸区地区協議会が11月8日（月）の10時から予定しております。

続きまして、白木・高陽地区協議会が11月9日（火）の午後2時から予定しております。

続きまして、佐伯区地区協議会が11月11日（木）の10時から予定しております。

す。

同じく11月11日（木）、旧市地区協議会が午後2時から予定しております。

続きまして、可部・安佐地区協議会が11月12日（金）の10時から予定しております。

最後に、安佐南区地区協議会が11月15日（月）の午後3時半から予定しております。また、改めて資料を作成してお伝えさせていただきますが、取り急ぎご報告です。地区協議会の日程等については以上です。

事務局（有馬主査）

令和3年10月の現地調査日程について、説明します。

配布資料の資料3の8ページをご覧ください。今月の許可案件等の受付締切日は、10月15日（金）ということになっております。

現地調査の日程調整につきましては、開始時間や集合場所については許可申請の状況を見た上で（を行う地区を担当する委員に）10月15日の夕方、（17時15分から18時頃に）電話で直接調整させていただきます。

現地調査日程につきましては、この度は15日が金曜日でありますので翌週の月曜日からを1日目として第1日目は10月18日（月）で午前旧市、午後安芸区、第2日目は10月19日（火）で午前安佐北区の可部・安佐地区、午後は安佐北区の白木・高陽地区、第3日目は10月20日（水）で午前安佐南区、午後佐伯区を予定しております。

許可申請の状況により、開始時間、若しくは日程の調整をさせていただきます。

事務局（平木主幹）

はじめに、農地利用最適化推進委員の欠員募集についてご説明を致します。配布資料の9ページ、資料4と水色の募集案内をご覧ください。

募集案内については、まだ募集期間前ですので、取扱注意をお願いします。

農地利用最適化推進委員の選任事務の流れということで表を作っております。去る8月28日に安芸区阿戸町の伊崎推進委員がお亡くなりになり、それに伴い退職となりました。

広島市農地利用最適化推進委員の選考手続等に関する要綱におきまして、欠員が生じた場合は推進委員の補充に努めるものとする定められておりまして、伊崎推進委員の担当地区の業務が滞らないよう速やかに欠員を補充するというものでございます。

推進委員の募集から選任までの流れでございますが、まず10月13日、水曜日から募集を開始致します。募集の方法については、広島市のホームページやチラシなどによって募集要項等を公告いたします。募集期間は10月13日からですので、その前日までにはホームページへの掲載や、安芸区役所や阿戸出張所へチラシの設置などを行いたいと思います。

また、市の広報誌、市民と市政の11月1日号で推進委員の募集記事を掲載することにしております。募集期限は11月15日、月曜日までで、募集期間は34日間となります。募集期間が終了しましたら、書面審査や面接等の選考委員会を経て候補者

を決定いたします。

予定では、12月6日の総会の時に推進委員の職の承認（選任同意）をいただくと
いう流れで事務を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

事務局（平木主幹）

続きまして、公共工事に伴う農地の一時転用手続きについて説明をさせていただきます。
配布資料の10ページ、資料5をご覧ください。

公共工事に伴う農地の一時転用についてですが、市が発注する公共工事に伴い工事
区域内において市が行う農地転用については、原則として許可不要ですが、請負業者
が工事のため、工事区域外の農地を借り上げ一時的に転用する場合は、農地法第5条
の許可または届出が必要となります。

しかしながら、これらの手続きがされないまま、農地が工事に伴う現場事務所、資
材置場、進入路などに使用されている事例が見受けられると、先般、吉田委員から指
摘がありました。

そういったことから、土木工事の設計、積算、仕様書などの管理を行っている都市
整備局技術管理課あてに工事発注の際の請負業者への農地法に関する指導の徹底を図
るよう関係部署へ周知するよう依頼をしました。

技術管理課からは、文書管理システムを利用し、関係部署へ通知すると回答をいた
だいております。

農業員委員会事務局としましては、手続きがされていない一時転用が判明した場合
には、請負業者に手続きをするよう指導等行いますが、応急復旧工事や工期が短いこ
となどもあると思われますので、状況に応じた対応をしていきたいと思います。ご協
力をお願いします。

石原次長

続きまして、毎回のことではありますが、選挙に関してのお願いです。

10月31日になったようですが、衆議院議員総選挙が実施されます、それから、
日程変更の可能性があります、県知事選挙が今のところ11月14日に実施される
見込みです。

農業委員・農地利用最適化推進委員は、特別職の公務員となりますので、公職選挙
法により、委員としての地位を利用した選挙運動は禁止されております。例えば、許
可権限などを背景に、選挙への支援の協力を求めたり、委員の活動の一環で農家を訪
問した際に、特定候補者への投票を勧誘したり、といったことは禁止されております
ので、十分にご注意いただきますよう、改めてお願いします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見あり）

沼田委員

一時転用のことですが、私どもも今、災害復旧、仮復旧含めて、何カ所か工事を行っているが、一時転用、河川の現場に行くには農地を経由しないと行けないことは多々ある。それを一時転用して施工するようにはしているのだが、期間がどの程度以上であれば一時転用許可が必要か、逆に一時転用許可を受けなければ、罰則規定はあるのか。万が一罰則規定があれば業者同士が足の引っ張り合いになるので、そのあたりを教えてください。

それと、市街化区域内は届出が必要として、市街化区域外は届出不要ということではよいのでしょうか。

事務局（平木主幹）

一時転用について、市街化区域は届出が、市街化区域外は許可が必要です。

また、工期が短い場合など、先ほどの説明でも言いました通り、どの程度だったら手続きが必要かは、ケースによると思います。状況に応じた対応をしていきたいので、都度判断をさせていただきたい。

沼田委員

人によって判断が分かれるということと理解してよいのでしょうか。

事務局（平木主幹）

災害復旧は早く完了させる必要があるので、一時転用の手続きをしていないからといって工事を止めさせるということは、本末転倒になるので、状況に応じた対応をしていきますので、よろしくお願いします。

河野信義委員

資料の記述について、沼田委員と同じようなことですが、請負業者が工事のため、区域外の農地を借り上げ、一時的に転用するとあるが、区域内、区域外とはどこで判断するのか、工事箇所が例えば安佐北区で飯室だとして、飯室以外だと区域外になるのでしょうか。

事務局（平木主幹）

区域外は施工区域外ということです。地区によって判断するのではなく、例えば河川の工事を行うとして、工事箇所へ行くために周辺農地を経由する必要がある、そこを借りるとか、そういった場合などに、その農地について一時転用の手続きが必要ということです。

沼田委員

工事の図面に記載された施工区域が区域内ということです。それ以外のところを通ってはいけませんよ、通る場合は許可をとってくださいということです。

ただ耕作をしているところはまだ農地と判断できるが、最近は壊れている農

地が上流部に大変多い。それも管理されず耕作放棄しているところばかりです。昔は作っていたであろうと思われる所で、カヤや雑木が生えているような所を、資材置場や現場に行く仮設道路として使うことが多々ある。そういう場合でも許可が必要ということでもいいですか。

事務局（平木主幹）

登記地目または現況地目が農地であれば、手続きが必要です。

吉田委員

前々回の総会で、市の公共事業でこういったことが発生したということで、指摘的な発言をさせていただきましたが、今日こうして、転用手続きの徹底についての周知を農業委員会で示していただいたということは、大変ありがたいことで、今後こういったことがないように、この依頼のとおり手続きをして工事を進めていただきたい。

それで、私は今日申し上げたいのは、その農地が2件続けて市の工事で一時転用されて、そのままになるかと思ったので、農業委員として施工業者に農地復元についてお話ししたところ、現在では、以前よりも良くなった農地に復元されています。地元として、農業委員として一安心しているところです。農業委員の指摘の元に、工事関係者が元の状態に戻された一例ということで報告したいと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

この件についてまた意見や問題点が出てくるとはと思いますが、その都度検討させていただいて、皆さんの意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

その他、ご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

これで令和3年第10回総会を終了しますが、その他全体的にご意見等がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

次回の総会は、令和3年11月5日（金）午後1時30分から、東区地域福祉センター3階大会議室1・2で行う予定です。

それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

鍛冶山会長職務代理者

大変お疲れ様でございました。皆さんタブレット、しっかり習われたでしょうか。うちの孫なんかはすぐ覚えますが、私なんかは覚えられません。しっかり慣れていかないといけないと思います。

今日はお疲れ様でした。ご苦労様でした。